

# 第7章

## 数値目標・効果目標の設定および 計画策定後の届出制度

## 1 目標数値・効果目標の設定

施策の達成状況等の計画評価における目標値を、目標とすべきターゲットごとに設定するとともに、目標値が達成されることにより期待される効果目標を設定します。

### (1) 拠点エリアへの都市機能誘導

拠点エリアへの都市機能誘導についての目標値は、それぞれの都市機能誘導区域に立地する誘導施設の数を設定します。

基山駅周辺については既に多くの誘導施設が立地していることから現状維持とし、けやき台駅周辺都市機能誘導区域については、誘導施設に位置付けている全ての施設が1施設ずつ立地させることを目指します。

		現状 (令和2年時点)	目標値 (令和22年時点)
誘導施設数	基山駅周辺 都市機能誘導区域	14 施設	14 施設
	けやき台駅周辺 都市機能誘導区域	1 施設	4 施設

※第4章で整理した各都市機能誘導区域での誘導施設に該当する施設を対象  
 ※基山町役場周辺都市機能誘導区域は既存の公共施設が誘導施設となっているため対象外とします。

### (2) 利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化

利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化についての目標値は、居住誘導区域の人口密度を設定します。まちなか居住や移住定住施策の推進によって、居住誘導区域内の人口密度を推計値よりも増加させることを目指します。

	現状 (平成27年時点)	推計値 <sup>※1</sup> (令和22年時点)	目標値 <sup>※2</sup> (令和22年時点)
居住誘導区域の 人口密度	40.7 人/ha	33.0 人/ha	38.5 人/ha

※1 社人研の推計値ベースでの人口密度  
 ※2 まちなか居住や移住定住施策の推進によって、年間80人程度の人口誘導を想定

また、基山町内においては拠点となる鉄道駅周辺での人口密度が特に低く、魅力ある拠点形成を図るためには鉄道駅周辺への人口誘導が必須であることから、鉄道駅徒歩圏（800m）の人口密度についても目標値として設定します。

	現状 (平成 27 年時点)	推計値 <sup>※1</sup> (令和 22 年時点)	目標値 <sup>※2</sup> (令和 22 年時点)
鉄道駅徒歩圏 (800m) の 人口密度	28.4 人/ha	24.3 人/ha	27.5 人/ha

※1 社人研の推計値ベースでの人口密度

※2 まちなか居住や移住定住施策の推進によって、年間 54 人程度の人口誘導を想定

### (3) 公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくり

公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくりについての目標値は、新たな交通手段（スマートモビリティ）の運行系統数と高齢者支援の満足度指数を設定します。

	現状 (令和 2 年時点)	目標値 (令和 22 年時点)
新たな交通手段 (スマートモビリティ) の運行系統数	0 系統	1 系統

	現状 (平成 26 年時点)	目標値 (令和 22 年時点)
高齢者支援の満足度指数	43.5%	60.0%

**(4) 効果目標の設定**

目標指標を達成することによって得られる効果目標については、これからも基山町に住み続けたいと思う町民の割合を設定します。

	現状 (令和2年時点)	目標値 (令和22年時点)
これからも基山町に住み続けたいと思う町民の割合※	<b>84.5%</b>	<b>90.0%</b>

※ 基山町町民満足度調査の該当項目で、「これからもずっと住み続けたい」もしくは「できれば住み続けたい」と回答した町民の割合

## 2 進捗管理の方針

立地適正化計画を策定した場合、概ね5年ごとに計画に記載された施策等の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証することが望ましいとされています。本町においても概ね5年ごとに評価・分析を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

評価にあたっては、設定した目標値の達成に向けて、今後具体的に定める施策や事業の評価・検証を行い、実施状況に応じて関係部門と連携・調整を図りながら、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。

また、実施状況については、本町による自己評価と専門性・中立性を有する基山町都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行います。

### <PDCA サイクル>



### 3 届出制度

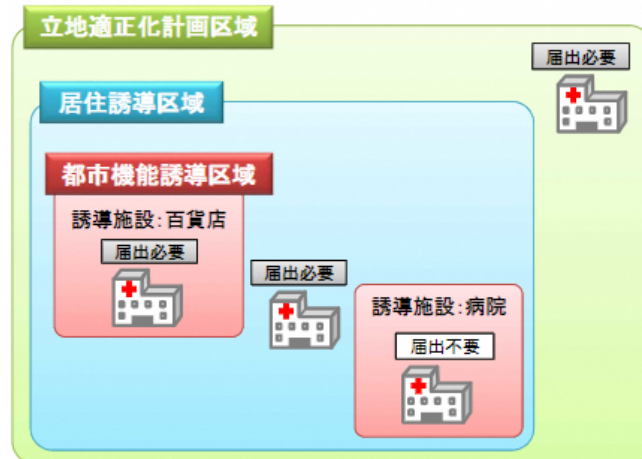
立地適正化計画を策定することによって、都市再生特別措置法に基づき立地適正化計画区域内（都市計画区域内＝基山町全域）において、以下の行為に着手する場合には着手の30日前までに町長への届出が必要となります。

#### (1) 都市機能誘導に関する届出

##### 【施設の新設・改築・用途変更に対して届出対象となるもの】

<b>開発行為</b>	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
<b>建築等行為</b>	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

##### 【届出の対象区域イメージ】



出典：国土交通省資料

##### 【施設の休廃止に対して届出対象となるもの】

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、町長に届け出ることが必要となります。

##### 【届出の対象イメージ】



出典：国土交通省資料

これらの届出制度は、町が誘導施設の整備の動きを把握するための制度であり、上記の開発や建築等を強制的に都市機能誘導区域内に移転させるものではありません。

町は、届出の内容が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図るうえで支障があると判断した場合は必要な勧告を行うことがあります。

(2) 居住誘導に関する届出

【居住誘導区域外で届出対象となるもの】


開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（寄宿舍、有料老人ホーム等）
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築 ②建築物を改築し、または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合（寄宿舍、有料老人ホーム等） ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合


※ただし、都市再生特別措置法第88条第1項第4号に規定する条例を定めることによって、一定の行為について届出対象外とすることも可能。


【届出の対象区域イメージ】

○開発行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為  
 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のも  
 ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）


①の例示  
3戸の開発行為 届 


②の例示  
1,300㎡  
1戸の開発行為 届 

800㎡  
2戸の開発行為 不要 

○建築等行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合  
 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）  
 ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示  
3戸の建築行為 届 

1戸の建築行為 不要 

出典：国土交通省資料

この届出制度は、町が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度であり、居住誘導区域内に強制的に住居の移転をさせるものではありません。

町は、届出の内容が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図るうえで支障があると判断した場合は、必要な勧告を行うことがあり、勧告をした場合、町は居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせん、その他必要な措置を講じるよう努めなければならないとされています。

